



大阪市職員（歯科医師）採用試験要綱

令和8年3月17日
大阪市健康局

大阪市が求める人材像

高い志を持ち、多様な価値観を理解し、チャレンジ精神あふれる自律的な人材

申込受付期間	令和8年3月17日（火）正午から令和8年4月10日（金）正午まで インターネットによる申込みとなります。
試験日	令和8年4月25日（土）～26（日）のうち指定する1日

1 採用予定者数、受験資格、採用予定日

採用予定者数	受験資格	採用予定日
1名	・既に歯科医師免許を有する方。 ただし、平成18年4月1日以降に歯科医師免許を申請し、歯科医師免許を取得した者にあつては、歯科医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了した者又は採用時まで修了する見込みの方。 ・昭和55年7月2日以降に生まれた方。 ※上記の全ての条件を満たす方が受験できます。	令和8年7月1日

●地方公務員法第16条各号（「地方公務員法第16条（抜粋）」参照）に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日、試験方法、試験内容

試験日	試験方法	試験内容
	書類選考	申込時に提出いただいた小論文及び履歴書、業績目録により職務に対する適正、能力、意欲等について審査します。
令和8年4月25日（土）～ 26（日）のうち指定する1日	口述試験	個別面接を行います。

●集合日時、試験会場（大阪市内）は、受験票に記載して通知します。

3 申込方法

受付：令和8年3月17日（火）正午から令和8年4月10日（金）正午まで

大阪市ホームページ「行政オンラインシステム」から申込み
(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>)

大阪市ホームページ上の「行政オンラインシステム」から受験される試験区分を選択し、申し込んでください。

システム管理等で、一時的に利用できない場合がありますので、余裕を持って申込手続を行ってください。

<行政オンラインシステムアップロード書類>

申込みの際、必要事項の入力のほか下記書類をアップロードしていただきますので、事前にご用意ください。
なお、指定様式については、ファイル形式、ファイル名等について指定のものとしてください。

□履歴書（指定様式）

- ・ Word 形式の指定様式。
- ・ ファイル名は「履歴書（氏 名）」としてください。（例：履歴書（大阪 太郎）.docx）

□業績目録（指定様式）

- ・ Word 形式の指定様式。
- ・ ファイル名は「業績目録（氏 名）」としてください。（例：業績目録（大阪 太郎）.docx）

□小論文（指定様式）

- ・ Word 形式の指定様式。
- ・ ファイル名は「小論文（氏 名）」としてください。（例：小論文（大阪 太郎）.docx）

【課題】 大阪市の健康増進計画では、健康寿命の延長を大目標にかかげています。その実現に向けて歯科保健分野が果たしうる役割について、あなたの考えを述べてください。

【字数】 400 字以内

□証明写真データ

- ・ 100KB 程度（縦横比 4 : 3）のデータサイズで、上半身・正面・脱帽、過去 3 か月以内に撮影した鮮明なもの。
- ・ ファイル名は「氏 名」としてください。（例：大阪 太郎.jpg）

※履歴書・業績目録・小論文の指定様式については大阪市ホームページ「令和8年度 大阪市職員（歯科医師）を募集します（<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000670609.html>）」からダウンロードのうえ、Word で作成したものをアップロードしてください。
※指定様式がアップロードできない場合は、大阪市健康局総務部総務課までお問い合わせください。

《受験票等の交付》

受験票等は、受験資格等を審査のうえ、PDFファイルで発行します。このPDFファイルは令和8年4月17日（金）ごろダウンロードできる状態になります。令和8年4月21日（火）までに受験票等がダウンロードできない場合は、大阪市健康局総務部総務課まで必ずお問い合わせください。

※受験票は印刷し、試験日当日に必ず持参してください。

- 申込みには、連絡が取れるメールアドレスが必要になります。
- 受験票を印刷するために、プリンタと Adobe Reader（無料）が必要になります。
- 申込完了後は、必ずマイページより申請内容をご確認ください。なお、受験申込の申請を受け付けた旨のメール通知がありますので、削除せずに保管してください。メール通知がない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、必ず大阪市健康局総務部総務課（電話：06-6208-9922）までご連絡ください。
- 受験時の注意事項等については、受験票交付時にお知らせします。
- 障がい等により、インターネットによる申込みが困難な方は、令和8年4月3日（金）までに大阪市健康局総務部総務課までご連絡ください。
- 車いすを使用されているなど、身体等の事情により試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際に必ず大阪市健康局総務部総務課までお問い合わせください。

<参考> 申込みから受験までのながれ

3/17～4/10

インターネット申込み・【アップロード】履歴書・業績目録・小論文→申込内容確認→(提出書類準備)

4/17～4/21

受験票等ダウンロード

4/25～26のうち指定する1日

受験(受験票持参)・【提出】歯科医師免許証の写し 等

4 合格者の決定

- 合格者の決定は、書類選考と口述試験を総合的に判定し、決定します。
※試験方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に達しない場合は、他にかかわらず不合格とします。
- ※試験方法のうち、棄権又は欠席したものが一つでもある場合は、不合格とします。

5 合格発表

発表日(予定)	発表方法
令和8年5月1日(金)	合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載するほか、合格者本人あて通知します。なお、不合格の通知は行いません。

6 合格から採用まで

- 合格者は、「採用候補者」として、成績順に「採用候補者名簿」に登載されます。
- 「採用候補者名簿」の順位に従って、採用者を決定し、採用連絡を行います。
- 「採用候補者名簿」の登載は令和8年7月1日までとなり、採用決定者の採用辞退や退職者の増加等で欠員が生じた場合に、名簿の順位に従って、その都度、採用者を決定します(なお、採用されない場合もありますので、ご了承ください)。

7 従事する職務等

主な配属先	健康局 等
職務内容	健康局における歯科医師業務 等

公務員の任用は、公務員に関する基本原則(日本国籍を有しない方は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則)に基づき行われます。

日本国籍を有しない方は、次の①及び②以外の職に就きます。

- ①公権力の行使に該当する業務を行う職(住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職)
- ②公の意思の形成への参画に携わる職(行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職)

8 試験結果の開示

不合格の場合、試験結果の開示を希望する方は、各試験の合格発表日から10日以内に「大阪市行政オンラインシステム」(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>)により請求してください。受験者本人に限り、順位及び総合得点等をお知らせします。なお、対象者は、それぞれの試験で全てを受験した方に限ります。詳細は、受験票の交付時にお知らせします。

9 その他

- ・受験資格がないこと並びに申込内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。
- ・令和7年4月1日現在の初任給は、大学卒業後令和7年3月で臨床研修を修了した方で月額637,988円程度（地域手当・初任給調整手当含む予定額）です。これ以外に諸手当が支給されます。なお、初任給は臨床研修等の歯科医師免許取得後の経歴に応じて一定の基準により決定されます。給与は月額以外に、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- ・日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用できません。
- ・採用後は、営利企業等への従事は認められませんので、採用期日までに退職等の手続きを完了する必要があります。
- ・合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。また、受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行に用い、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。
- ・大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取り組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者から指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

《大阪市職員採用試験の受験について》

大阪市職員採用試験は、皆さんの受験申込によって試験の準備が進められます。
申込みをした方は受験してくださるようお願いします。

この試験についての問合せは

大阪市健康局総務部総務課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 市役所2階

〔 Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線 「淀屋橋」下車 ①号出口北すぐ
京阪電車中之島線 「大江橋」下車 ⑥号出口東すぐ 〕

電話番号 06-6208-9922 FAX番号 06-6202-6967

開庁時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

大阪市職員（歯科医師）募集関連ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000670609.html>

